


GPLとApacheの要旨



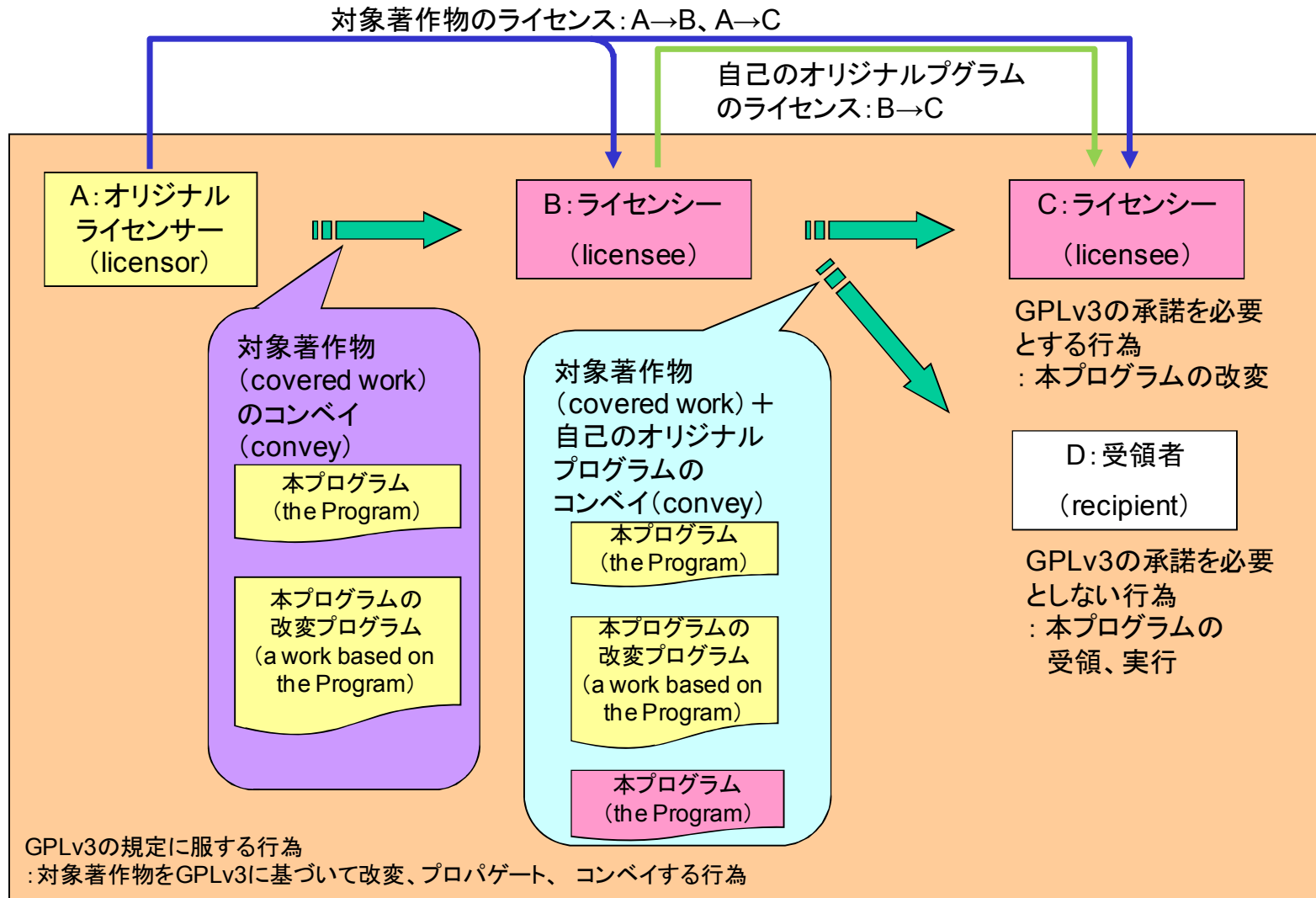
2009/11/18

日比谷パーク法律事務所

弁護士・弁理士 上山 浩



GPL (v3) の適用を受ける著作物と行為



GPL (v3) でのソースコードの開示

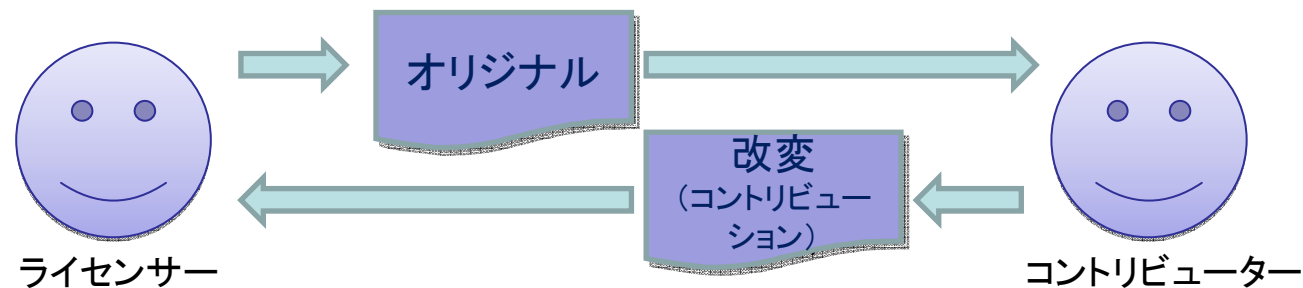
	オブジェクトコードの配布方法	対応ソースの配布方法	対応する GPLv2 の条項
a	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的製品（組込み機器）に組み込む場合（組込みソフト） ・ 記録媒体（CD-ROM 等）に格納する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オブジェクトコードと一緒に対応ソースを配付すること 	3a
b	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・ オブジェクトコードの保有者から請求があった場合に、請求者に対し対応ソースを提供すること ・ ただし、オブジェクトコードの配付時に、対応ソースを請求し得る旨を記載した書面を添付すること 	3b
c	媒体を問わない (非定期的にかつ非商業的な場合のみ適用可能。かつ配布者は b の形態で受領したこと)	b の書面による申し出のコピー	3c
d	サーバからのダウンロード	サーバからのダウンロード（有償の場合、オブジェクトコードの取得費用を超えてはならない）	配布の定義に暗黙に含まれる
e	P2P の利用	どこにソースコードがあるかの情報を P2P で伝える	なし

Apache License 2.0の特徴

- 「コントリビューション」

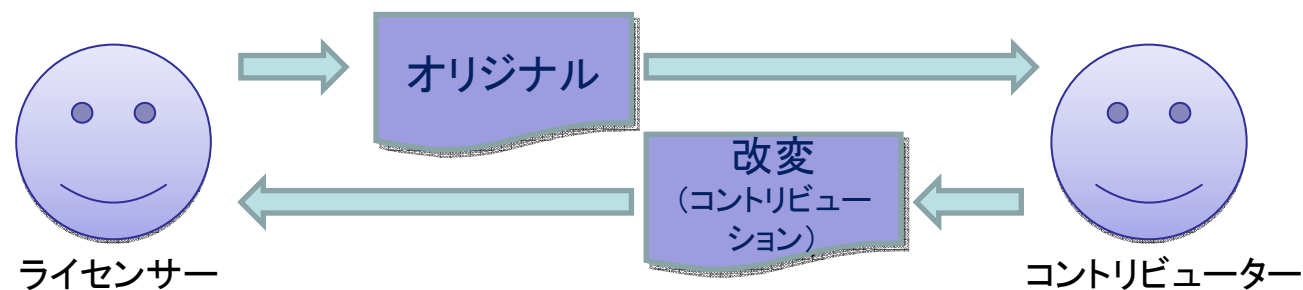
- ① 元の著作物に対する改変・追加であって
- ② 元の著作物への組み込みを目的として
- ③ ライセンサーに提出される

著作物



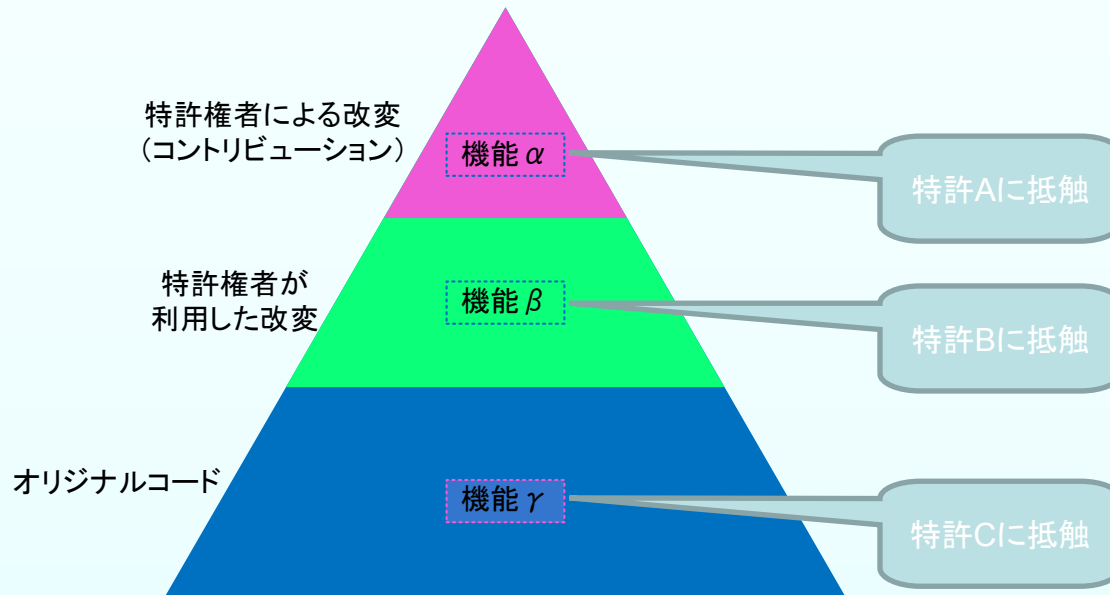
Apache License 2.0の特徴

- ① 改変・追加後のソースをライセンサーに提供するか否かは、各自の自由
- ② ただし、ライセンサーとの個別の契約で提供を義務付けられている場合も
- ③ 「コントリビューション」として扱うか否かは、ライセンサーの裁量



特許ライセンス

● 必須特許クレーム



- GPLv3 : 特許A・B・Cのすべてが「必須特許クレーム」
- Apache : 「機能 α を含むコントリビューション単独」
または「コントリビューションがなされた対象の著作物との組合せ」によって侵害される特許

End